

職業安定分科会雇用保険部会(第161回)

資料2

令和3年11月29日

財 政 運 営

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

第3章 取り組む施策

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

(2) 生活・暮らしへの支援

〈お困りの方々への支援等〉

(略)

雇用調整助成金の特例措置等は、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、令和4年3月まで延長する。具体的には、業況特例、地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続する。その他については、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は段階的に見直す。

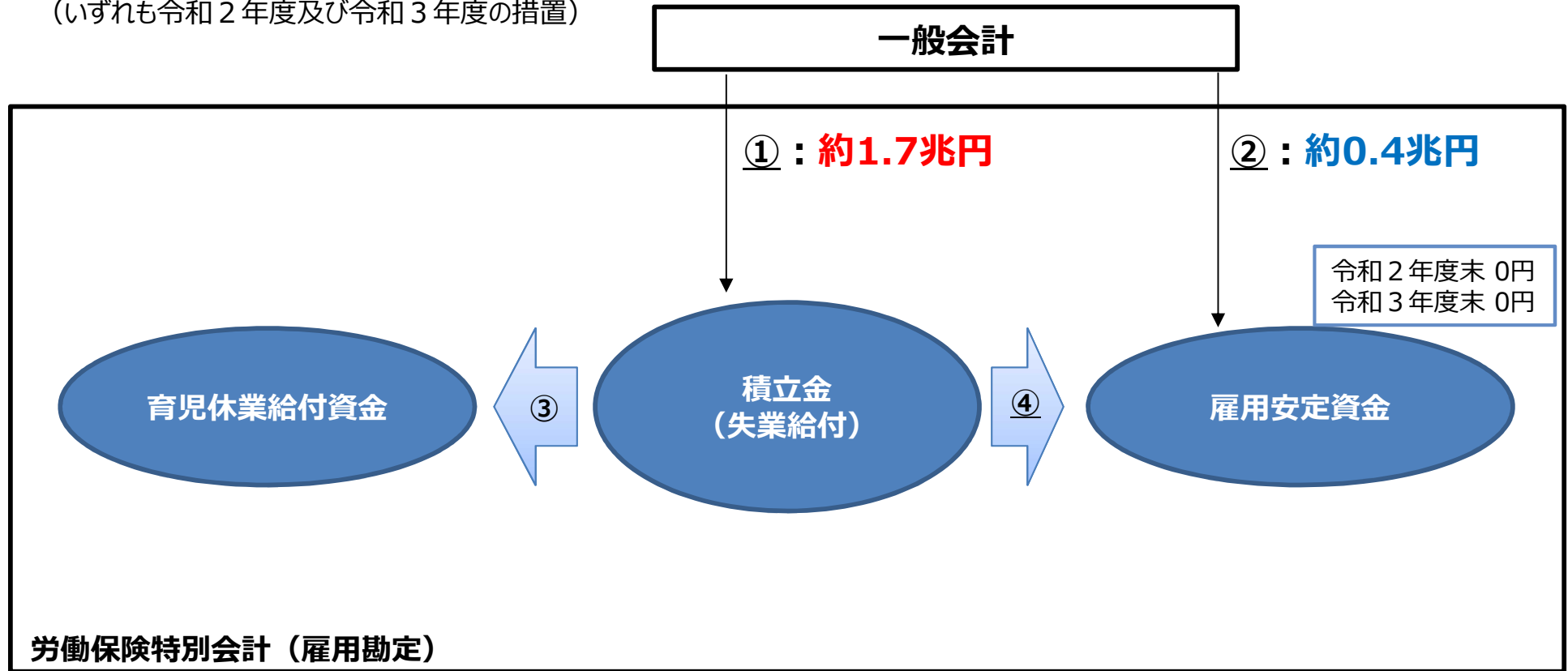
同時に、成長分野等へ労働者が円滑に移動できる環境整備等を図るため、需要減少で人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向を助成金でしっかりと支援するほか、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働者のスキルアップや労働移動を図る事業の強化を行う。

また、当面の雇用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、雇用保険臨時特例法に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行う。これを含め、雇用調整助成金等の支給や雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえ、労使の負担感も考慮しつつ、保険料率や雇用情勢及び雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含め、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出する。

⇒ 令和3年度補正予算案に、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への約2.2兆円の繰入れを計上。

令和3年度補正予算案による一般会計からの繰入額の内容

- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法では、以下の措置を講じている。
(いずれも令和2年度及び令和3年度の措置)



- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

失業等給付関係収支状況

(単位:億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 収支イメージ(注1)
収入	10,881	11,242	11,386	4,087	2.2兆円
うち 保険料収入	10,587	10,879	11,099	3,809	0.4兆円
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	184	208	230	230	1.8兆円
支出	16,402	17,155	18,148	15,180	1.6兆円
うち 失業等給付費	14,988	15,727	16,626	13,826	1.4兆円
差引剰余	▲ 5,521	▲ 5,913	▲ 6,762	▲ 11,094	0.6兆円
雇用安定事業費へ貸し出し	—	—	—	▲ 13,951	▲ 1.2兆円
積立金残高 (雇用安定事業費へ貸出累計)	57,545 —	51,632 —	44,871 —	19,826 (13,951)	1.3兆円 (2.6兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度までは決算額(翌年度繰越額含む)、令和3年度は補正予算案と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の見込額を計上している。
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

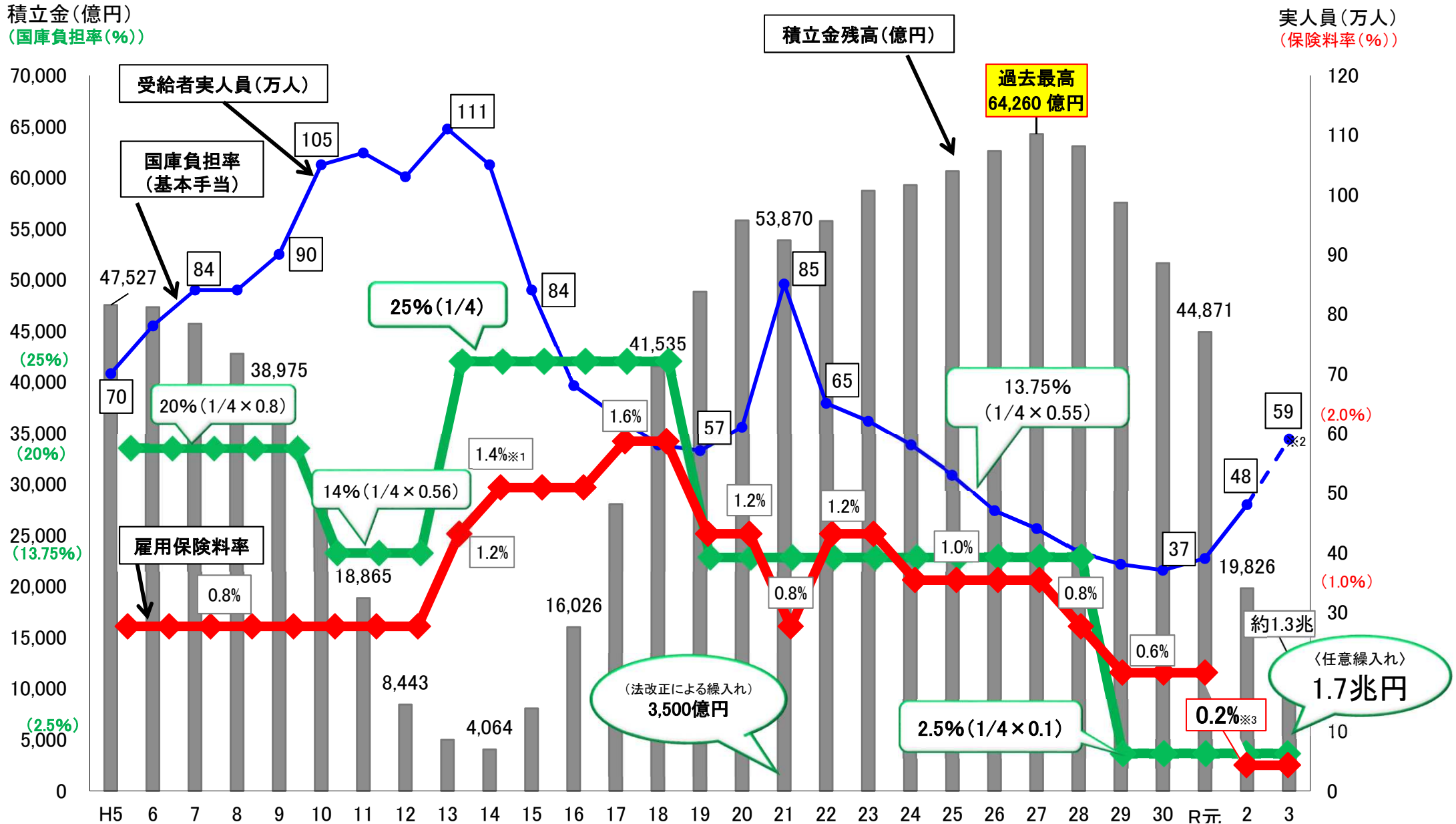
雇用保険二事業関係収支状況

(単位:億円)

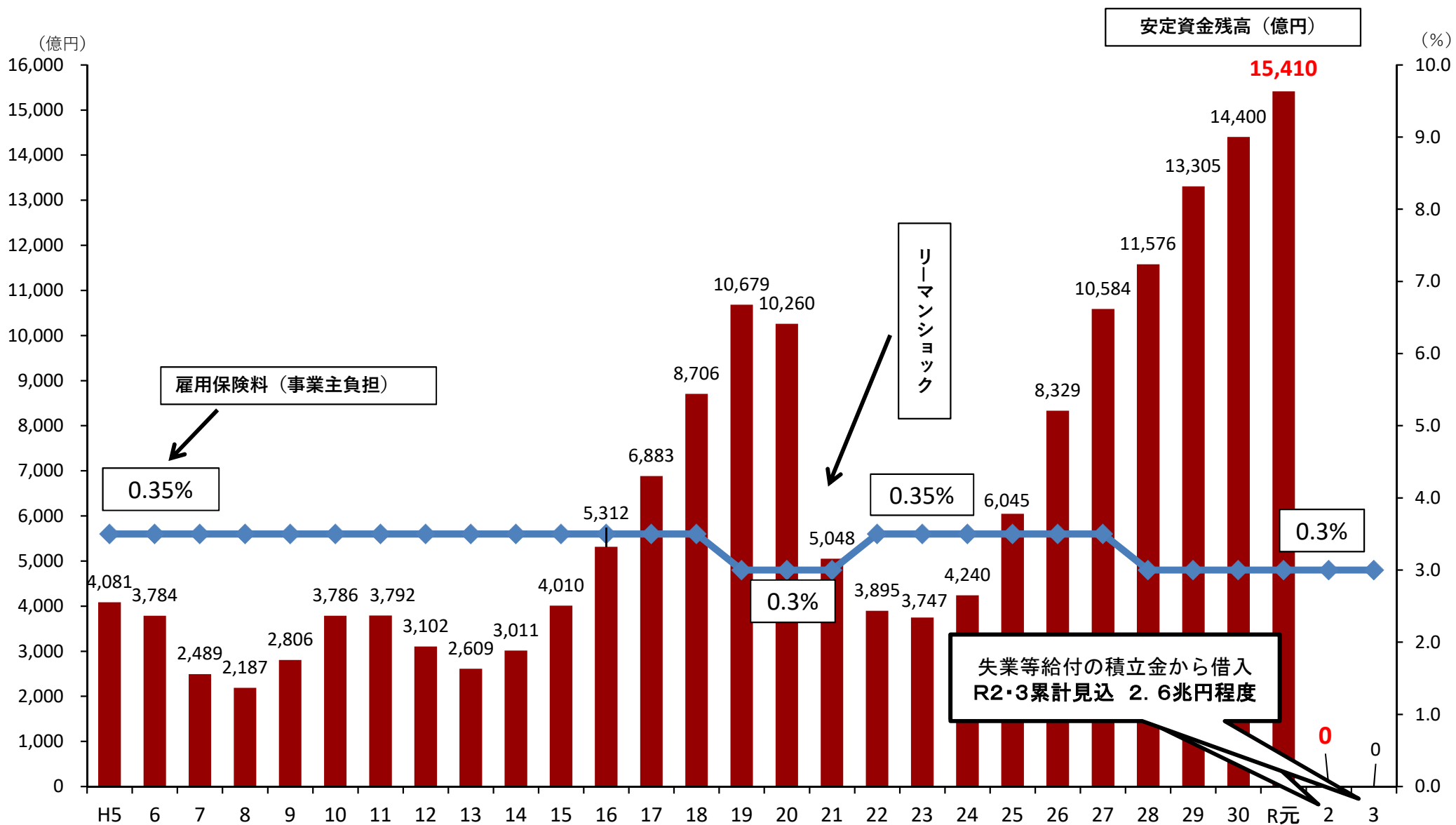
	H29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度 収支イメージ(注1)
収 入	6,245	5,892	5,735	26,900	3.4兆円 (うち前年度繰越分 0.7兆円)
うち 保険料収入	5,290	5,425	5,546	5,709	0.6兆円
うち 一般会計より受入	—	—	—	6,956	0.8兆円
うち 積立金より受入 (借り入れ)	—	—	—	13,951	1.2兆円
支 出	4,517	4,796	4,725	42,310	3.4兆円
うち雇用調整助成金等	27	20	43	36,782	2.7兆円 (うち翌年度繰越 6,687)
(雇用調整助成金)	27	20	43	36,374	2.6兆円
うち 上記以外	4,490	4,776	4,682	5,528	0.7兆円
差 引 剰 余	1,729	1,096	1,010	▲ 15,410	0
安 定 資 金 残 高	13,305	14,400	15,410	0	0
(積立金からの借り入れ累計額)	—	—	—	(13,951)	2.6兆円

- (注) 1. 令和3年度は補正予算案と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の収支イメージを記載している。令和2年度までは決算値。
 2. 令和2年度と令和3年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円が、それぞれに含まれている。
 3. 令和元年度までの安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移



雇用安定資金残高及び雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2～3年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1.2兆円程度)を織り込んでいる。

※年度末見込ベース

受給者実人員に応じた雇用保険財政の運営イメージ

- 現行の保険料率(失業等給付分0.8%)は、平成28年改正時に、過去10年の平均受給者実人員(61万人)を想定して設定。
- 支出面/収入面それぞれについて、直近の実績をもとに、以下の前提を置いて、概ね収支が均衡する単年度の財政運営イメージを示すと以下のとおり。

《支出面》

- ・ 主として、基本手当の受給者実人員に応じて変動。
受給者実人員60万人の場合、支出は約1兆5,500億円(※うち、一般求職者給付の額は約9,400億円)
※平成30年度～令和2年度決算を基礎として、特例延長給付、追加給付等の影響を除いて算出。
- ・ 実人員が10万人増減するごとに、±約1,600億円/年
- ・ 過去実績から見ると、実人員の変動幅はおおよそ40万～80万人程度。
(約37万人(平成30年度)～85万人(平成21年度))※平成16年度以降

《収入面》

- ・ 保険料収入は、1‰当たり約1,900億円(例:令和2年度決算 3,809億円(2‰))
- ・ 国庫負担は、対象となる額×負担割合

(上記を踏まえた財政運営イメージ)

受給者実人員	40万人	60万人	80万人
支出	1兆2,300億円	1兆5,500億円	1兆8,700億円
収入 ※雑収入20億円を含め、 百億円単位で四捨五入	1兆1,600億円 ～1兆3,100億円	1兆5,500億円 ～1兆7,700億円	1兆9,400億円 ～2兆2,300億円
うち保険料(率)	1兆1,400億円 (6‰)	1兆5,200億円 (8‰)	1兆9,000億円 (10‰)
うち国庫負担 ※上から10%、55%、 本則水準	170億円 935億円 1,700億円	250億円 1,375億円 2,500億円	330億円 1,815億円 3,300億円

近年の雇用保険料率と国庫負担割合の変遷と考え方

	H19年度～	H21年度	H22年度～	H24年度～	H28年度	H29年度～	R2～R3年度	
保険料率 【本則】	12/1000 【16/1000】	8/1000 ※法改正時限	12/1000 【16/1000】	10/1000 【14/1000】	8/1000 【12/1000】	6/1000 【10/1000】	2/1000 【6/1000】 ※育休給付 (4/1000) を区分	
国庫負担割合	(当分の間) 本則の55%	→					(H29～R3年度 までの間) 本則の10%	→

(H19年改正時 部会報告抜粋)

雇用保険制度の前身である失業保険法時代より国庫も失業等給付に係る費用の一部を負担しているのは、雇用保険制度における最も主たる保険事故である失業は、政府の経済政策、雇用対策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであるとの考え方によるものである。このような経緯や雇用保険の被保険者等の期待等を勘案すると、失業等給付に係る国庫負担の制度を全廃することは、国の雇用対策に係る責任放棄につながり、適当ではない。

ただし、行政改革推進法の趣旨を踏まえ、かつ、雇用保険財政の状況や従前実施した国庫負担の縮減方法等にかんがみ、雇用保険制度の安定的運営を確保できることを前提に、(中略)以下のような措置を取ることやむを得ないものとする。

- ② 当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げることとする。

(H28年改正時 部会報告抜粋)

失業等給付に係る財政収支に関しては近年黒字基調で推しており、(中略)平成26年度末の積立金残高は6兆2,586億円となっている。

そこで、過去10年間(平成17年度から平成26年度まで)の平均的な雇用情勢(受給者実人員約61万人)を想定すると、その場合に収支が概ね均衡となる雇用保険料率は12/1000程度となる。

(中略)弾力条項を発動して8/1000に引き下げたケースを想定して試算を行った場合、平均的な雇用情勢を前提とすると、引き続き雇用保険財政の安定的な運営が確保できることが窺える。

(H29年改正時 部会報告抜粋)

(保険料率)

引き続き雇用情勢の改善が進み、平成27年度末の積立金残高が6兆4,260億円となり、必要な水準の目安である弾力倍率2を大きく上回ることになっていることから、安定的な運営が維持されうると見込まれる3年間に限り、雇用保険料率を2/1000引き下げ、労使の負担軽減を行うべきである。

(国庫負担)

過去保険料率とあわせて国庫負担についても一定軽減してきた例があることも踏まえ、(略)経済対策において「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、(略)平成29年度(2017年度)から実現する」とされていることを考慮し、国庫負担について、3年間に厳に限定し、法律上もそれを明記した上で、本来負担すべき額の10%に相当する額とすることもやむを得ない。

論 点

- ① 令和3年度補正予算案における一般会計の繰入れや経済対策の内容も踏まえ、令和4年度以降の保険料率や国庫負担等の雇用保険財政の在り方について、どう考えるか。
- ② また、雇用保険臨時特例法で講じられた一般会計からの任意繰入の特例措置について、従来の国庫負担の考え方に照らしてどのように評価するか。